・同種業務：国、地方自治体、高速道路株式会社（東日本、中日本、西日本、首都、阪神、本州四国連絡）、旧日本道路公団、旧本州四国連絡橋公団が発注した、道路橋梁点検をした結果を診断する業務
・類似業務：国、地方自治体、高速道路株式会社（東日本、中日本、西日本、首都、阪神、本州四国連絡）、旧日本道路公団、旧本州四国連絡橋公団が発注した、道路橋梁点検をする業務
・橋梁に関する研究実績

②～③　開発会計第３号の２⑶１）②～③に同じ

２）配置予定技術者に対する要件　外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

指名通知の日は平成23年４月20日（水）を予定する。

予定管理技術者については下記のア）、ウ）、エ）に示す条件を満たす者であり、イ）の実績を有する者であることとする。

ア）下記のいずれかの資格を有する者

［１］　技術士（総合技術監理部門：建設―鋼構造及びコンクリート、又は道路）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

［２］　技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート、又は道路）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

［３］　ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート、又は道路）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

イ）下記のいずれかの実績を有する者。

［１］　平成13年度以降公示日までに完了した業務のうち、以下に記載する「同種又は類似業務」において１件以上の実績を有する者。

・同種業務：国、地方自治体、高速道路株式会社（東日本、中日本、西日本、首都、阪神、本州四国連絡）、旧日本道路公団、旧本州四国連絡橋公団が発注した、道路橋梁点検をした結果を診断する業務
・類似業務：国、地方自治体、高速道路株式会社（東日本、中日本、西日本、首都、阪神、本州四国連絡）、旧日本道路公団、旧本州四国連絡橋公団が発注した、道路橋梁点検をする業務

［２］　同種又は類似業務に関する調査・計画業務の管理技術者の経験を有する者、もしくは、高度な調査・検討業務をマネジメントした実務経験を有する者。

［３］　橋梁に関する研究実績

ウ）～エ）開発会計第３号の２⑶２）①ウ）～エ）に同じ。

３　総合評価に関する事項

⑴～⑵　開発会計第３号の３⑴～⑵に同じ。

４　入札手続等

⑴～⑸　開発会計第３号の４⑴～⑸に同じ。

⑹　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア～イ　開発会計第３号の４⑹ア～イに同じ。

ウ　郵送による入札の受領期限は、平成23年６月17日16時00分。郵送先は、北海道開発局開発監理部会計課調達係。

開札は、平成23年６月20日10時30分　北海道開発局入札公示室にて行う。

５　その他

⑴～⑼　開発会計第３号の５⑴～⑼に同じ。

６　Summary

⑴, ⑵ and ⑷～⑹　The same with the notice above (No. 3)

⑶　Subject matter of the contract : Bridge diagnosis duties

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局開発監理部が発注するトンネル定期点検業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成23年３月30日

北海道開発局長　高松　　泰

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

１　業務概要

⑴　業務名　トンネル定期点検業務

⑵　業務内容　北海道開発局管内の直轄国道に供用又は完成しているトンネルについて点検を実施するものであり、具体的内容は次に示すとおりである。

①　トンネル定期点検　当該年度予定する38トンネルの定期点検を行う。

②　点検結果の記録　現地点検の結果を「道路トンネル点検・調査・対策データ作成プログラム（トンネル2003）」へ入力する。

③　応急措置　必要に応じ変状の応急措置、標準調査等の提言を行う。

⑶　履行期限　平成24年３月23日

２　資格審査申請書の受付期間及び受付場所

⑴　受付期間　平成23年３月30日から平成23年４月11日まで（土曜日及び日曜日を除く。）。なお、平成23年４月12日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、開札の時までに設計共同体としての資格の決定を受けていなければならない。

⑵　受付場所　札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311　内線5480）

３　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと決定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年10月１日付け北海道開発局長。以下「平成22年10月１日付け公示」という。）１（工事区分及び業種区分）の（測量等）の業種区分について設計共同体としての資格があると決定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとする。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。

③　北海道開発局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

④　平成22年10月１日付け公示４（測量等）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑵　業務形態

①　構成員の分担業務が、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、設計共同体協定書において明らかであること。

４　一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

３⑴②の決定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が決定されるためには、３⑴②の決定を受けていない構成員が３⑴②の決定を受けることが必要である。また、この場合において、３⑴②の決定を受けていない構成員が、当該業務に係る開札の時までに３⑴②の決定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと決定する。

５　資格審査結果の通知

資格審査の結果は、北海道開発局長から資格決定通知書により通知する。